事業計画者　住所　東京都千代田区神田駿河台四丁目３番地
　　氏名　アミタサーキュラー株式会社

■ 事前相談票（第７条第１項）

提出年月日	令和８年９月２５日
施設の設置等の場所	姫路市網干区浜田字南垣原１３２０番２９
施設の種類	セメント原料化施設、保管施設

□ 事前相談の変更の届出（第８条第１項）

届出年月日	
変更に係る事項	

□ 事前相談の廃止の届出（第９条）

届出年月日	
廃止を決定した日	

■ 事業計画書の提出（第１０条第１項）

提出年月日	令和８年１０月２８日
処理する産業廃棄物の種類	１燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。） ２汚泥（石綿含有産業廃棄物を除く。水銀含有ばいじん等を除く。）、３廃油、４廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、５金属くず、６ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く。）、７鉱さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、８がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、９ばいじん（水銀含有ばいじん等を除く。） 以上９種類（セメント原料化できるものに限る。水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
施設の処理能力	セメント原料化施設（処理能力：８００ｔ／日）

□ 事業計画の変更の届出（第１１条第１項）

届出年月日	
変更に係る事項	

□ 周知計画書の提出（第１４条第１項）

提出年月日	
関係地域及び関係住民	
閲覧の場所・時間	
説明会の開催日時・場所	

□ 周知計画の変更の届出（第１５条第１項）

届出年月日	
変更に係る事項	

□ 事業計画の周知に係る実施状況の報告（第１７条）

報告年月日	

□ 事業計画に係る意見書の提出（第１８条第１項）

意見書の提出者数	

□ 見解書（１回目）に係る意見書の提出（第２０条第１項）

意見書の提出者数	

□ 見解の周知の終了の報告（第２１条第５項）

報告年月日	

□ 再判断の請求（第２３条第１項又は第２項）

申立年月日	
申立者の区分	
申立により求める判断	

申立年月日	
申立者の区分	
申立により求める判断	